

## 第12回教育委員会臨時会 案件表

### ○ 日 時

令和4年12月1日（木）

### ○ 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第34号 令和4年度教育関係予算案（補正第3号）に関する意見について（資料1-1、1-2）
- (2) 議案第35号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（資料2）

議案第34号

令和4年度教育関係予算案（補正第3号）に関する意見について

上記の議案を提出する。

令和4年12月1日

提出者 教育長 堀 和 夫

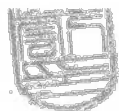
令和4年度教育関係予算案（補正第3号）に関する意見について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

令和4年度教育関係予算案（補正第3号）に関する意見について

令和4年度教育関係予算案（補正第3号）について、当委員会として同意します。



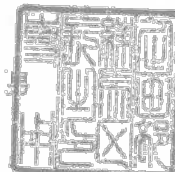
## 参考資料

4練企財第 269 号

令和4年11月28日

練馬区教育委員会教育長 殿

練馬区長 前川 耀 男



令和4年度教育関係予算案（補正第3号）に関する意見聴取について

令和4年度教育関係予算案（補正第3号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

### 記

- 1 件名  
令和4年度教育関係予算案（補正第3号）
- 2 歳入歳出予算の内容  
別添「令和4年度教育関係予算案（補正第3号）について」のとおり
- 3 回答期限について  
令和4年12月1日（木）までに、貴委員会の意見の提出をお願いいたします。

担当

練馬区 企画部 財政課 財政担当係

内線 5685



## 令和4年度 教育関係予算案（補正第3号）について

### 1 一般会計（教育費・こども家庭費）

#### 【歳入】

単位：千円

	款	補正前の額	補正額	補正後の額
教育関係予算	分担金及び負担金	1,156,177	0	1,156,177
	使用料及び手数料	776,103	0	776,103
	国庫支出金	20,154,517	0	20,154,517
	都支出金	13,521,064	780,428	14,301,492
	財産収入	28,697	0	28,697
	寄付金	410	0	410
	繰入金	59,114	425,334	484,448
	諸収入	47,953	0	47,953
	特別区債	1,389,000	0	1,389,000
計		37,133,035	1,205,762	38,338,797

#### 【歳出】

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
10	教育費	31,739,223	0	31,739,223
	1 教育総務費	8,838,324	0	8,838,324
	2 小学校費	11,621,087	0	11,621,087
	3 中学校費	5,094,515	0	5,094,515
	4 幼稚園費	6,185,297	0	6,185,297
11	こども家庭費	76,200,494	1,295,488	77,495,982
計		107,939,717	1,295,488	109,235,205

単位：千円

一般会計 歳出予算総額

補正前の額	補正額	補正後の額
291,244,804	1,295,488	292,540,292

2 予算案の内容

歳入

単位:千円

款	項	目	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
<b>都支出金</b>				13,521,064	780,428	14,301,492
<b>都補助金</b>				7,920,213	780,428	8,700,641
1 総務費補助金				301,774	780,428	1,082,202
1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金				301,774	780,428	1,082,202
<b>繰入金</b>				59,114	425,334	484,448
<b>基金繰入金</b>				59,114	425,334	484,448
2 財政調整基金繰入金				59,114	425,334	484,448
1 財政調整基金繰入金				59,114	425,334	484,448

歳出

単位:千円

款	項	目	説明	補正前の額	補正額	補正後の額
<b>11 こども家庭費</b>				76,200,464	1,295,488	77,495,952
<b>1 こども家庭費</b>				76,200,494	1,295,488	77,495,982
1 こども家庭総務費				33,829,576	1,295,488	35,125,064
1 低所得の子育て家庭への臨時給付金経費				0	1,295,488	1,295,488
消耗品費 ⑩				0	141	141
通信費 ⑪				0	799	799
公金取扱手数料 ⑪				0	383	383
発送業務等委託料 ⑫				0	205	205
福祉情報システム改修委託料 ⑫				0	3,960	3,960
給付金 ⑱				0	1,290,000	1,290,000

## 令和 4 年度 教育関係予算案（補正第 3 号）について

## 教育関係予算案（補正第 3 号）における事業

## （子育て分野）

(1) 低所得の子育て家庭への臨時給付金	1,295,488 千円
----------------------	--------------

急激な円安を背景とした食料品等の物価上昇が拡大・長期化するなか、真に生活に困窮する区民への更なる支援として、低所得の子育て家庭に対して、区独自の給付金を支給する。

資料 2	
------	--

議案第 35 号

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 教育長 堀 和 夫

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則  
について

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。





## 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月練馬区教育委員会規則第9号）の一部をつぎのように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の122.5」を「100分の132.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の55」に、「100分の60」を「100分の65」に改める。

### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。



# 参考資料

令和4年12月1日  
教育振興部教育指導課

## 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

### 1 改正の理由

練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則第4条に規定する勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

勤勉手当の支給月数を上げる。

現行

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	1.025月 (0.500月)	1.025月 (0.500月)	2.05月 (1.00月)
管理職員	1.225月 (0.600月)	1.225月 (0.600月)	2.45月 (1.20月)

※支給月数の（）内は、再任用職員の支給月数。

改正後

	勤勉手当		
	6月期	12月期	年間
一般職員	1.025月 (0.500月)	<u>1.125月</u> <u>(0.550月)</u>	<u>2.15月</u> <u>(1.05月)</u>
管理職員	1.225月 (0.600月)	<u>1.325月</u> <u>(0.650月)</u>	<u>2.55月</u> <u>(1.25月)</u>

### 3 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則は、令和4年12月1日から適用する。

### 4 新旧対照表

別紙のとおり



練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の102.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の122.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の50</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の60</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の規則で定める支給割合は、つぎの各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の112.5</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の132.5</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の55</u>（条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあつては<u>100分の65</u>）</p> <p>2・3 [略]</p> <p>付 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則による改正後の練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の規定は、令和4年12月1日から適用する。</u></p>